

地 域 森 林 計 画 書

(令和6年12月変更)

今治松山地域森林計画	自	令和	3年	4月	1日
	至	令和13年	3月31日		

南予地域森林計画	自	令和	4年	4月	1日
	至	令和14年	3月31日		

肱川地域森林計画	自	令和	5年	4月	1日
	至	令和15年	3月31日		

中予山岳地域森林計画	自	令和	6年	4月	1日
	至	令和16年	3月31日		

愛 媛 県

この計画は、令和 5 年 10 月に策定された全国森林計画に即し、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）の規定に基づき、令和 6 年 12 月 25 日に変更したものである。

また、当該計画の変更は、令和 7 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。

目次（共通事項）

I 計画の大綱

省 略

II 計画事項

第1	計画の対象とする森林の区域	1
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1
2	その他必要な事項	1
第3	森林の整備に関する事項	
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	1
2	造林に関する事項	1
3	間伐及び保育に関する事項	1
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	1
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	1
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	1
第4	森林の保全に関する事項	
1	森林の土地の保全に関する事項	1
2	保安施設に関する事項	1
3	鳥獣害の防止に関する事項	1
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	1
第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	1
第6	計画量等	
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	1
2	間伐面積	1
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	1
4	林道の開設及び拡張に関する計画	1
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	1
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	1
第7	その他必要な事項	
1	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	1
2	その他必要な事項	1

森林計画図の閲覧場所

愛媛県農林水産部森林局林業政策課

愛媛県東予地方局農林水産振興部森林林業課

（四国中央駐在および今治駐在を含む）

愛媛県中予地方局農林水産振興部森林林業課

愛媛県中予地方局農林水産振興部久万高原森林林業課

愛媛県南予地方局農林水産振興部森林林業課（愛南駐在を含む）

愛媛県南予地方局八幡浜支局森林林業課

愛媛県南予地方局八幡浜支局肱川流域林業振興課

Ⅱ 計 画 事 項

(各森林計画区の共通事項)

Ⅱ 計画事項

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

(各森林計画区の個別事項に記載する。)

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(略)

第3 森林の整備に関する事項

(略)

第4 森林の保全に関する事項

(略)

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

(略)

第6 計画面等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

(略)

2 間伐面積

(略)

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

(略)

4 林道の開設及び拡張に関する計画

(各森林計画区の個別事項に記載する。)

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(各森林計画区の個別事項に記載する。)

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

(略)

第7 その他必要な事項

(略)

今治松山地域森林計画書

(令和6年12月変更)

(今治松山森林計画区)

計画期間 自 令和 3年4月 1日
至 令和13年3月31日

第1 計画の対象とする森林の区域

計画の対象とする森林の面積は次表のとおりである。また、その区域については、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。森林計画図の閲覧できる場所は目次の最後に記載している。

この計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の「開発行為の許可」、同法第10条の7の2第1項の「森林の土地の所有者となった旨の届出」、及び同法第10条の8第1項の「伐採及び伐採後の造林の届出」の対象となる。（ただし、「開発行為の許可」については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。「伐採及び伐採後の造林の届出」については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		74,280	
市 町 別 内 訳	今 治 市	21,168	
	上 島 町	1,446	
	松 山 市	18,674	
	伊 予 市	11,316	
	東 温 市	14,706	
	松 前 町	—	
	砥 部 町	6,970	

注 原数を四捨五入したものを計上している。

第6 計画量等

4 林道の開設及び拡張に関する計画

別表5のとおりとする。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

別表7のとおりとする。

別表 5 林道の開設及び拡張に関する計画

本計画の計画期間（令和3年度～令和12年度）の開設延長、改良箇所等は次のとおりである。

ア 計画区開設延長等

単位 延長：k m

区 分	開 設	拡 張	
		舗 装	改 良 (箇所数)
総 数	25.5	13.2	59

イ 市別開設延長・改良箇所数等

単位 延長：k m

区 分		開 設	拡 張	
			舗 装	改 良 (箇所数)
市別内訳	今 治 市	12.8	8.0	22
	上 島 町	－	－	7
	松 山 市	5.5	2.8	2
	伊 予 市	3.8	2.4	－
	東 温 市	－	－	18
	松 前 町	－	－	－
	砥 部 町	3.4	－	10
総 数		25.5	13.2	59

ウ 路線別開設延長・改良箇所数等

単位 延長:m, 面積:ha

開設/ 拡張	種 類	区分	位 置	路線名	延 長 及 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年分	備 考
開設 (新設)	自動車道	林道	今治市	千疋	1,500	221		
〃	〃	〃	〃	妙見前	700	25		
〃	〃	〃	〃	葛谷	600	9		
〃	〃	〃	〃	古谷	1,300	87		
〃	〃	〃	〃	松原谷	1,000	216		
〃	〃	〃	〃	原田大嶽	700	92		
〃	〃	〃	〃	木地峠線	7,000	253	○	
			小計	7 路線	12,800			
開設 今治支局森林林業課管内 計				7 路線	12,800			
開設 (新設)	自動車道	林道	松山市	水ヶ峠	80	167	○	
〃	〃	〃	〃	引地山	575	117	○	
〃	〃	〃	〃	梅木	854	58	○	
〃	〃	〃	〃	松山南谷	425	67	○	
〃	〃	〃	〃	北谷	500	47	○	
〃	〃	〃	〃	ヨコウ支	900	30	○	
〃	〃	〃	〃	山の神支	2,200	90	○	
			小計	7 路線	5,534			

単位 延長:m, 面積:ha

開設/ 拡張	種 類	区分	位 置	路線名	延 長 及 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年分	備 考
開設 (新設)	自動車道	林道	伊予市	万年鶴崎	3,790	276	○	
			小計	1 路線	3,790			
開設 (新設)	自動車道	林道	砥部町	万年鶴崎	3,366	238	○	
			小計	1 路線	3,366			
開 設 中予地方局森林林業課管内 計				9 路線	12,690			
開 設 計画区 計				16 路線	25,490			
拡張	舗装	林道	今治市	五葉本谷	1,000			
〃	〃	〃	〃	松原谷	1,000		○	
〃	〃	〃	〃	五葉谷	300		○	
〃	〃	〃	〃	窓の峠	1,200			
〃	〃	〃	〃	千疋	1,000			
〃	〃	〃	〃	木地峠	3,500		○	
			小計	6 路線	8,000			
拡張(舗装) 今治支局森林林業課管内 計				6 路線	8,000			

単位 延長:m, 面積:ha

開設/ 拡張	種 類	区分	位 置	路線名	延 長 及 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年分	備 考
拡張	舗装	林道	松山市	北谷	2,794		○	
			小計	1 路線	2,794			
拡張	舗装	林道	伊予市	陳ヶ森	2,400		○	
			小計	1 路線	2,400			
拡張(舗装) 中予地方局森林林業課管内 計				2 路線	5,194			
拡張 (舗装) 計画区 計				8 路線	13,194			
拡張	改良	林道	今治市	五葉本谷	3		○	
〃	〃	〃	〃	木地川	3			
〃	〃	〃	〃	舗巻谷	4			
拡張	改良	林道	今治市	松原谷	3			
〃	〃	〃	〃	ヨコグラ	1		○	
〃	〃	〃	〃	カケ谷	2			
〃	〃	〃	〃	柱ヶ谷	3			
〃	〃	〃	〃	志津見支	3			
			小計	8 路線	22			
拡張	改良	林道	上島町	三石	7		○	
			小計	1 路線	7			
拡張 (改良) 今治支局森林林業課管内 計				9 路線	29			

単位 延長:m, 面積:ha

開設/ 拡張	種 類	区分	位 置	路線名	延 長 及 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年分	備 考
拡張	改良	林道	松山市	大栗谷	2		○	
			小計	1 路線	2			
拡張	改良	林道	東温市	上林河之内	8		○	
〃	〃	〃	〃	梅ヶ谷永子	10		○	
			小計	2 路線	18			
拡張	改良	林道	砥部町	障子山	10		○	
			小計	1 路線	10			
拡張（改良） 中予地方局森林林業課管内 計				4 路線	30			
拡張（改良） 計画区 計				13 路線	59			

別表 7 実施すべき治山事業の数量

森林の所在		治山事業施行地区数		主　　な　　工　　種	単位　　地区
市　町	旧名称		前半5ヵ年の 計画地区数		備　　考
今治市	今治市	40	1	溪間工・山腹工・森林整備	
	朝倉村		6	溪間工・山腹工・森林整備	
	玉川町		4	溪間工・山腹工・森林整備	
	菊間町		2	溪間工・山腹工・森林整備	
	波方町		1	溪間工・山腹工・森林整備	
	宮窪町		0	溪間工・山腹工・森林整備	
	伯方町		2	溪間工・山腹工・森林整備	
	大三島町		0	溪間工・山腹工・森林整備	
	上浦町		6	溪間工・山腹工・森林整備	
	吉海町		2	溪間工・山腹工・森林整備	
小　　計			24		
上島町	岩城村	4	1	溪間工・山腹工・森林整備	
	生名村		1	溪間工・山腹工・森林整備	
小　　計			2		
松山市	松山市	32	6	溪間工・山腹工・森林整備	
	北条市		3	溪間工・山腹工・森林整備	
	中島町		9	溪間工・山腹工	
小　　計			18		
伊予市	伊予市	15	1	溪間工・山腹工	
	中山町		4	山腹工	
	双海町		9	溪間工・山腹工	
小　　計			14		
東温市	重信町	18	4	溪間工・山腹工・森林整備	
	川内町		4	溪間工・山腹工・森林整備	
小　　計			8		
砥部町	砥部町	9	1	溪間工・山腹工・森林整備	
	広田村		2	溪間工・山腹工・森林整備	
小　　計			3		
合　　　　計		118	69		

南予地域森林計画書

(令和6年12月変更)

(南予森林計画区)

計画期間 自 令和 4年4月 1日
至 令和14年3月31日

第1 計画の対象とする森林の区域

計画の対象とする森林の面積は次表のとおりである。また、その区域については、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。森林計画図の閲覧できる場所は目次の最後に記載している。

この計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の「開発行為の許可」、同法第10条の7の2第1項の「森林の土地の所有者となった旨の届出」、及び同法第10条の8第1項の「伐採及び伐採後の造林の届出」の対象となる。（ただし、「開発行為の許可」については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。「伐採及び伐採後の造林の届出」については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		68,216	
市 町 別 内 訳	宇和島市	27,689	
	松野町	6,459	
	鬼北町	18,838	
	愛南町	15,230	

注 原数を四捨五入したものを計上している。

第6 計画量等

4 林道の開設及び拡張に関する計画

別表5のとおりとする。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

別表7のとおりとする。

別表 5 林道の開設及び拡張に関する計画

本計画の計画期間の開設延長、改良箇所等は次のとおりである。

ア 計画区開設延長等

単位 延長：k m

区 分	開 設	拡 張	
		舗 装	改 良 (箇所数)
総 数	25. 5	28. 3	16

イ 市別開設延長・改良箇所数等

単位 延長：k m

区 分		開 設	拡 張	
			舗 装	改 良 (箇所数)
市町別内訳	宇 和 島 市	7. 7	—	—
	松 野 町	2. 6	4. 6	—
	鬼 北 町	15. 0	21. 4	16
	愛 南 町	0. 2	2. 3	—
総 数		25. 5	28. 3	16

ウ 路線別開設延長・改良箇所数等

単位 延長:m, 面積:ha

開設/ 拡張	種 類	区分	位 置	路線名	延 長 及 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年分	備 考
開設 (新設)	自動車道	林道	宇和島市	黒井地支	1,153	126	○	
〃	〃	林業専用道	〃	御槇1-1	1,000	133	○	
〃	〃	〃	〃	御槇1-2	3,000	140	○	
〃	〃	〃	〃	御槇1-3	2,500	205	○	
			小計	4 路線	7,653			
開設 (新設)	自動車道	林道	松野町	延野々遊鶴羽	550	148	○	
〃	〃	〃	〃	豊岡宮川	2,000	107	○	
			小計	2 路線	2,550			
開設 (新設)	自動車道	林道	鬼北町	日向谷節安	1,000	140	○	
〃	〃	〃	〃	大村犬飼	9,000	1,012	○	
〃	〃	指定林道	〃	広見日吉	2,200	781	○	
〃	〃	林業専用道	〃	中野川市の又	2,000	93		
〃	〃	林道	〃	延川	800	30		
			小計	5 路線	15,000			
開 設 南予地方局森林林業課管内 計				11 路線	25,203			
開設 (新設)	自動車道	林業専用道	愛南町	太田八人組	209	9	○	
			小計	1 路線	209			
開 設 愛南森林林業振興班管内 計				1 路線	209			
開 設 計画区 計				12 路線	25,412			

単位 延長:m, 面積:ha

開設/ 拡張	種 類	区分	位 置	路線名	延 長 及 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年分	備 考
拡張	舗装	林道	松野町	豊岡後	600		○	
〃	〃	〃	〃	延野々遊鶴羽	1,000		○	
〃	〃	〃	〃	豊岡宮川	3,000		○	
			小計	3 路線	4,600			
拡張	舗装	林道	鬼北町	広見日吉	10,000		○	
〃	〃	〃	〃	日向谷節安	1,000		○	
〃	〃	〃	〃	久保川	3,300			
〃	〃	〃	〃	中野川市の又	1,600		○	
〃	〃	〃	〃	ウシノネヤ	3,900		○	
〃	〃	〃	〃	東津野城川	770		○	
〃	〃	〃	〃	二子松	850		○	
			小計	7 路線	21,420			
拡張（舗装） 南予地方局森林林業課管内 計				10 路線	26,020			
拡張	舗装	林道	愛南町	松尾光野	2,250		○	
			小計	1 路線	2,250			
拡張（舗装） 愛南森林林業振興班管内 計				1 路線	2,250			
拡張（舗装） 計画区 計				11 路線	28,270			

単位 延長:m, 面積:ha

開設/ 拡張	種 類	区分	位 置	路線名	延 長 及 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年分	備 考
拡張	改良	林道	鬼北町	ウシノネヤ	1		○	
〃	〃	〃	〃	久保川	1		○	
〃	〃	〃	〃	大村	5			
〃	〃	〃	〃	藤川	5			
〃	〃	〃	〃	二子松	1		○	
〃	〃	〃	〃	東津野城川	2			
〃	〃	〃	〃	延川	1		○	
			小計	7 路線	16			
拡張（改良） 南予地方局森林林業課管内 計				7 路線	16			
拡張（改良） 計画区 計				7 路線	16			

別表 7 実施すべき治山事業の数量

森林の所在		治山事業施行地区数		主　　な　　工　　種	単位　　地区
市　町	旧名称		前半5ヵ年の 計画地区数		備　　考
宇和島市	宇和島市	26	1	溪間工・山腹工	
	吉田町		4	溪間工・山腹工	
	三間町		6	溪間工・山腹工	
	津島町		2	溪間工・山腹工・森林整備	
小　　計			13		
鬼北町	広見町	21	6	溪間工・山腹工・森林整備	
	日吉村		4	溪間工・山腹工・森林整備	
小　　計			10		
松野町	松野町	9	6	溪間工・山腹工・森林整備	
小　　計			6		
愛南町	内海村	25	0	溪間工	
	御荘町		2	溪間工・森林整備	
	城辺町		5	溪間工・森林整備	
	一本松町		3	溪間工・森林整備	
	西海町		2	溪間工・森林整備	
小　　計			12		
合　　　　計		81	41		

肱川地域森林計画書

(令和6年12月変更)

(肱川森林計画区)

計画期間 自 令和 5年4月 1日
至 令和15年3月31日

第1 計画の対象とする森林の区域

計画の対象とする森林の面積は次表のとおりである。また、その区域については、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。森林計画図の閲覧できる場所は目次の最後に記載している。

この計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の「開発行為の許可」、同法第10条の7の2第1項の「森林の土地の所有者となった旨の届出」、及び同法第10条の8第1項の「伐採及び伐採後の造林の届出」の対象となる。（ただし、「開発行為の許可」については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。「伐採及び伐採後の造林の届出」については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		99,376	
市 町 別 内 訳	大 洲 市	31,361	
	内 子 町	18,889	
	八 幡 浜 市	7,088	
	伊 方 町	4,716	
	西 予 市	37,322	

注 原数を四捨五入したものを計上している。

第6 計画量等

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

別表7のとおりとする。

別表 7 実施すべき治山事業の数量

森林の所在		治山事業施行地区数		主　　な　　工　　種	単位　　地区
市　町	旧名称		前半5ヵ年の 計画地区数		備　　考
大洲市	大洲市	24	8	溪間工・山腹工・森林整備	
	長浜町		3	溪間工・山腹工・森林整備	
	肱川町		4	溪間工・山腹工・森林整備・ 地すべり防止工	
	河辺村		2	溪間工・山腹工・森林整備	
小　　計			17		
内子町	内子町	20	4	溪間工・山腹工・森林整備	
	五十崎町		1	溪間工・山腹工	
	小田町		9	溪間工・山腹工	
小　　計			14		
八幡浜市	八幡浜市	4	2	山腹工・森林整備	
	保内町		0	森林整備	
小　　計			2		
伊方町	伊方町	3	2	山腹工	
小　　計			2		
西予市	三瓶町	54	1	溪間工・森林整備	
	宇和町		6	溪間工・山腹工・森林整備	
	野村町		9	溪間工・山腹工・森林整備	
	城川町		15	溪間工・山腹工・森林整備	
	明浜町		1	森林整備	
小　　計			32		
合　　計		105	67		

中予山岳地域森林計画書

(令和6年12月変更)

(中予山岳森林計画区)

計画期間 自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 1 6 年 3 月 3 1 日

第1 計画の対象とする森林の区域

計画の対象とする森林の面積は次表のとおりである。また、その区域については、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。森林計画図の閲覧できる場所は目次の最後に記載している。

この計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の「開発行為の許可」、同法第10条の7の2第1項の「森林の土地の所有者となった旨の届出」、及び同法第10条の8第1項の「伐採及び伐採後の造林の届出」の対象となる。（ただし、「開発行為の許可」については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。「伐採及び伐採後の造林の届出」については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）

単位 面積：ha

区 分	面 積	備 考
久 万 高 原 町	43,093	

注 原数を四捨五入したものを計上している。

第6 計画量等

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

別表7のとおりとする。

別表 7 実施すべき治山事業の数量

森林の所在		治山事業施行地区数		主　　な　　工　　種	単位	地区
町	旧名称		前半5ヵ年の 計画地区数			備　　考
久万高原町	久万町	46	10	溪間工・山腹工・森林整備		
	面河村		5	溪間工・山腹工・森林整備		
	美川村		6	溪間工・山腹工・森林整備		
	柳谷村		4	溪間工・山腹工・森林整備		
小　　計			25			
合　　計		46	25			